

(別添1)

平成28年6月28日

熊本大学

平成28年2月に発生した遺伝子組換え生物等の第二種使用等に関する事故について

熊本大学では、平成28年2月26日に、大学院生命科学研究部における遺伝子組換え生物を用いた実験において、遺伝子組換え微生物を含む廃液を誤って廃棄し、同年3月23日に公表いたしました。

本学では、文部科学省による現地調査を踏まえ、同研究部及び熊本大学遺伝子組換え生物等第二種使用等安全委員会を中心に、本件に関する事実関係の確認、原因究明及び再発防止策の策定等を行い、6月16日に当該事項について文部科学省に報告を行いました。

本学からの報告の概要は、以下のとおりです。

(1) 事実関係

- 平成28年2月26日、本学大学院生命科学研究部において、実験室内で保管されていた遺伝子組換えレンチウイルス※を回収したあとの実験廃液(約50mL)を、別の実験者が自らの実験廃液と誤認し、実験室内の流しから下水管に繋がる排水口に排出した。

※P2レベルの拡散防止措置(閉鎖環境の中で遺伝子組換え生物等を取り扱う際の拡散防止措置のうち、病原性が低いものを扱う際に必要な措置。)で取扱いが可能。

- 本学は応急措置として、同じ排水口に約3.6Lの次亜塩素酸ナトリウム溶液を注入した上で、この排水口の使用を停止した。
- 検証実験を実施した結果、今回漏出した溶液よりも高濃度のウイルスを含む溶液であっても、水道水で100倍以上に薄めると、速やかにウイルスが活性を失うことを確認した。今回、漏出した廃液は、本学敷地内の廃液貯留槽において、100倍以上には希釈されたと考えられ、さらに下水により希釈された上で、河川等への放出前に塩素処理されることから、不活性化されていない遺伝子組換え微生物の環境中への排出は無く、生物多様性への影響は無かったと考えられる。
- また、学内の遺伝子組換え実験の実施状況を調査した結果、P2レベルの実験室として学内承認されていない遺伝子組換え実験室(洗浄滅菌室、機器室)で遺伝子組換え微生物が使用等

されていた事例が2件あったことが判明した。

(2)原因

遺伝子組換え実験に使用後の廃液に、遺伝子組換え生物が含まれることが別の実験者に分からない状況で保管されており、また、遺伝子組換え実験を行う場所が学内で適切に管理されていないことによるもの。

(3)再発防止策

- ・遺伝子組換え実験終了後、使用した遺伝子組換え生物を直ちに不活化する。また、ウイルスを用いた作業の記録簿を作成する等により、作業の管理を行う。
- ・本人は遺伝子組換え実験を行わないが、遺伝子組換え実験を行う者と同じ研究室に所属する者に対して、教育訓練を義務化する。
- ・安全委員会として、遺伝子組換え実験の学内申請の際、全ての実験場所の明記を義務づける。
- ・本学として、関係機関への連絡が遅れたことを踏まえ、連絡体制の見直しをし、学内に周知を行う。
- ・不適切な実験廃液が漏出した場合でも、手動で停止できるよう、排液貯留槽の構造を見直す。

この報告により、本学は、6月28日に文部科学省より嚴重注意を受けました。

このことを重く受け止め、あらためて地域・社会の皆様に深くお詫び申し上げます。

お問い合わせ 熊本大学生命科学系事務課 096-373-5662
--